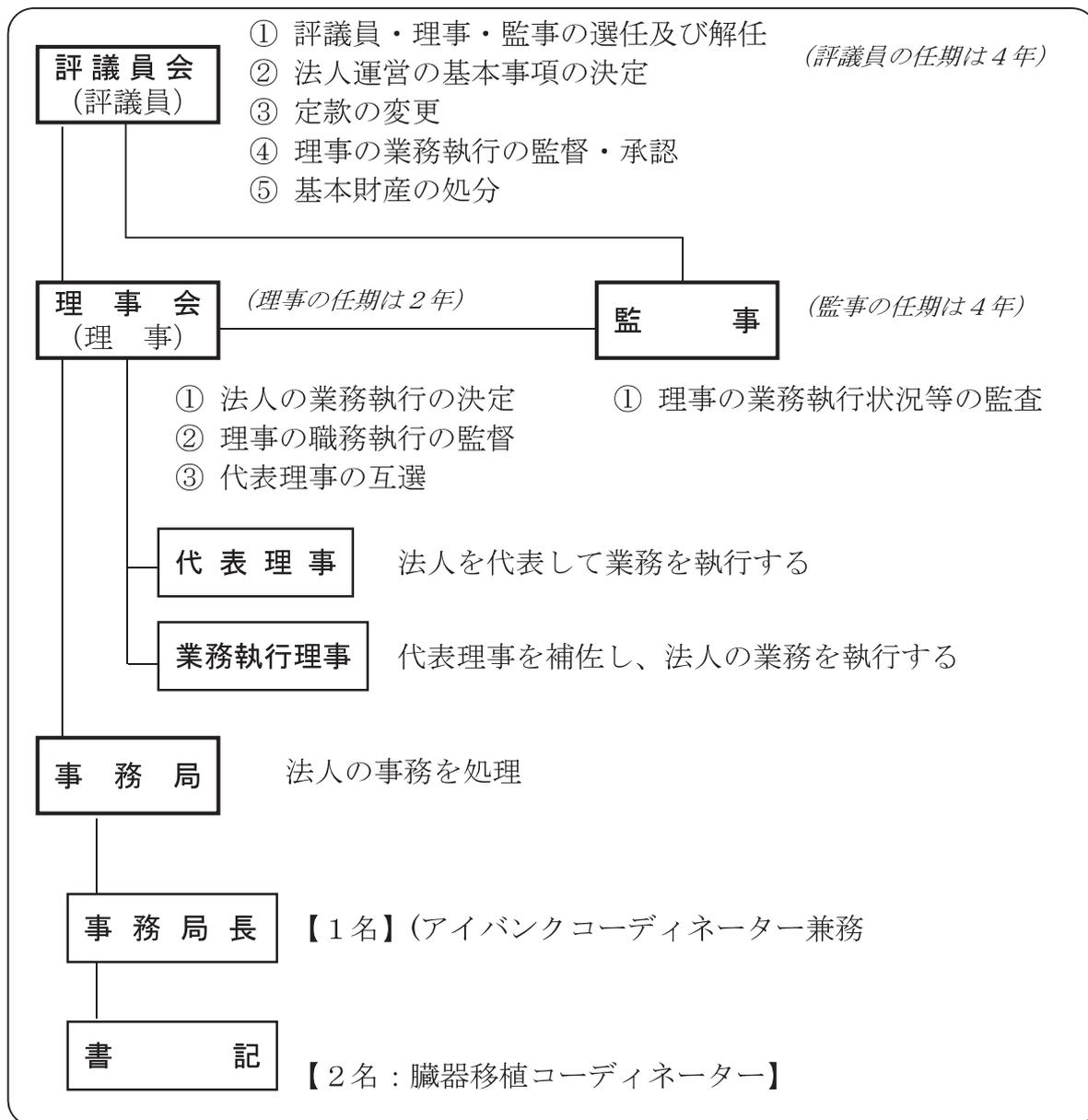


③ 監 事 2名

(2) 機関構成



役員状況

(平成25年4月1日現在)

	人数	うち県との兼職	うち県OB
理事	14	1	1
監事	2		

職員の状況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との 兼職	その他	
	3				3

常務理事兼事務局長1名が、県OBである。

③財務

(要約貸借対照表)

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 (流動資産)		1 (流動負債)	
現金及び預金	14,808	未払金	3,113
未収金	2,958	預り金	145
2 (固定資産)			
(1) 基本財産			
普通預金	41		
有価証券	298,840	正味財産の部	
(2) その他		1 指定正味財産	298,881
電話加入権	107	2 一般正味財産	14,935
機械装置	262		
ソフトウェア	56		
資産合計	317,076	負債・正味財産合計	317,076

*基本財産の有価証券は、すべて国債である。

(要約正味財産増減計算書)

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
I 一般正味財産増減の部			
1・経常増減の部			
(1) 経常収益	18,776	17,951	20,838
基本財産運用益	5,760	5,721	5,705
受取一般寄付金	4,305	3,817	5,316
事業収益	1,200	3,299	6,400
受取補助金等	4,105	4,415	3,413

受取委託金	3,371	593	-
受取特定参加負担金	-	50	-
雑収益	33	53	2
(2) 経常費用	18,233	18,801	20,603
事業費	16,114	16,854	18,715
管理費	2,119	1,947	1,887
当期経常増減額	542	-849	234
2・経常外収益	5,000	38	24
3・経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	5,000	38	24
当期一般正味財産増減額	5,542	-811	259
一般正味財産期首残高	9,944	15,487	14,676
一般正味財産期末残高	15,487	14,676	14,935
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-38	-38	-24
指定正味財産期首残高	298,984	298,945	298,906
指定正味財産期末残高	298,945	298,906	298,881
III 正味財産期末残高	314,433	313,583	313,817

*平成25年度の事業収益6,400千円は、角膜幹旋収入(32角膜*20万円)。

*平成23年度経常外収益5,000千円は、事業積立金の取り崩しである。この理由は公益認定を受ける際に、具体性のない積立金であるため普通預金に振り替えたことによる。

県からの補助金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	2,953	2,953	2,356

県からの委託料の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	3,371		

(2) 指摘事項及び意見

①組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 代表理事等の自己の職務の執行状況の報告について

(意見)

定款第24条(理事の職務及び権限)第4項では、次のように定めている。

「代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない」。これは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく規定を受けての定款での記載である。この際に、より効果的な職務執行の報告とするために、単に決算報告のみではなく、予算に対する進捗の報告や業務実施上の問題点、年度末までの見通し、今後の活動方針等を報告し、議論をしているとの事であった。しかしながら、その事実が議事録等で明記されていないため、第三者からも容易に理解できるようにその旨を簡潔明瞭に記載すべきと思われる。

イ 職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

質問1

経理職員(*)の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

*外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

質問2

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

質問3

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え(ジョブローテーション)を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た。

回答1

(平成26年4月1日現在)

氏名	部署(*)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現	備考
----	------------	------	----------	----

			在の事務内容への 従事年数	
A	事務局長、 アイバンクコーディネーター	6年	6年	
B	臨時職員	3.5月	3.5月	

回答2

・原則、重複しないよう職員配置を行っている。ただし、職員に欠員が生じた場合、業務担当職員がチェックをすることとしている。

回答3

- ・公益財団法人移行後は、税理士を監事に起用した。
- ・平成27年度から事務局長が交替する予定。(県で人選中)
- ・口座振替による支払を原則とし、財務会計は全て電算処理化している。

(所見)

支払いに関する承認関係は以下であることを質問によって確認した。
臨時職員であるBが振替伝票を起票し、Aが振替伝票と証拠書の同時チェックを行う。Bはこれに基づき、銀行の払出伝票、振込伝票を作成し、Aが払出伝票等に銀行の取引印を押印する。この回答について、具体的に平成26年3月分の振替伝票及びその裏面に添付されている証拠書を確認した結果、回答通りの運用がなされていると認めた。また、臨時職員の業務については、「業務引き継ぎ書」を作成して業務が滞ることがないよう配慮がされていることを確認した。

(意見)

ただ、当財団は正に少人数の組織であるため職員の配置換えが困難であることは理解できるが、簿外預金が発生している、財務規程が守られていない、書類上、事後決裁が行われている等の指摘があるため、今まで以上にチェック体制を強化する事により常に正しい処理が行われるよう緊張感を持って対処していただきたいと思う。

また、事務局長は、アイバンクコーディネーターという立場から、原則、365日、24時間体制で業務を行っており、非常時には県所管課の職員を対応させるなどの措置が必要と思われる。そうでなければ、組織として存立しなくなる虞があると思われる。

ウ 情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

情報開示その1

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備 考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
①定款又は寄付行為	○	○	平成24年度に公益財団法人認定後、インターネットにて公開	
②役員名簿	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、インターネットにて公開	
③社団法人の場合の社員名簿	—	—	—	
④事業報告書	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、インターネットにて公開	
⑤収支計算書	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、インターネットにて公開	
⑥正味財産増減計算書	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、インターネットにて公開	
⑦貸借対照表	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、インターネットにて公開	
⑧財産目録	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、インターネットにて公開	

⑨事業計画書	○	○	年度開始前日までに作成し、次年度分が供えられるまでインターネットで公開。	
⑩収支予算書	○	○	同上	

情報開示その2

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所にて備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	○	○		事業計画書に記載
報酬等の支給の基準を記載した書類	○	○	インターネットにて公開継続	
キャッシュフロー計算書	—	—		
運営組織及び事業活動の状況の概要	○	○		事業報告書に記載

(所見)

当団体はアイバンク活動を行っており、インターネットによる情報公開を通じて県民から活動の理解を得るという方針のもとに事業を実施している。意識の高さを窺うことができる。

エ 当団体の事業報告書の記載内容について

平成25年度の当財団の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況と役員会等に関する事項の2点であった。

(事業の実施状況)

I 角膜提供登録者（ドナー）、献眼・献腎者数

- 1 ドナー登録者数
- 2 県内の移植件数

II 普及啓発活動

- 1 年度を通して、やまぐち移植医療通信やパンフレット、臓器提供意思表示カード、ポスター、グッズ等を配布・掲示・掲載した。
- 2 イベントの実施及び出展、協力
- 3 普及啓発資材等の作成
- 4 支援型自動販売機の設置

III アイバンク活動

- 1 アイバンクコーディネーターの配置 1名（事務局長と兼務）
- 2 アイバンク症例対応（20症例）
- 3 講演活動
- 4 会議・研修会等出席

IV 臓器移植コーディネーター活動

- 1 移植コーディネーターの配置 2名（非常勤）
- 2 提供症例対応
- 3 提供施設院内体制整備支援

V 公益財団法人やまぐち移植医療推進財団設立20周年記念事業実施

- 1 献眼・献腎合同慰霊式
- 2 感謝状贈呈
- 3 記念講演

上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。

（意見）

ただ、事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

また、全体的に文章等による結果の羅列のみであり、当期に事業を実施した結果どのような効果が得られたのか等を記載すべきであると考えます。

（役員会等に関する事項）

理事会、評議委員会それぞれについて、回数、期日、会場、議事内容が記載されており、特に問題は認めなかった。

オ 振替伝票、支出伝票等における決裁日の記入漏れについて
(意見)

平成26年3月度のすべての振替伝票等を閲覧したところ、起票日の記載はあるがすべてに決裁日の記載がなかった。これは、常務理事である事務局長が就任する以前からそうであったとの事であり、本人も決裁日を記載すべきであるとの認識がなかったためである。決裁日は、当団体の意思決定を行った日であるため、決して漏らすべきではないと考える。

カ 基本財産について
(指摘事項)

当財団は設立時に県、市町及び民間団体から合計3億円を引き受けて基本財産としたが、平成26年3月末の決算において基本財産と定款及び貸借対照表に差額が発生している。基本財産は設立以来、満期保有目的の国債で運用されており、理事会議事録及び国債購入時の決裁書を閲覧しても、基本財産を取崩すという趣旨の記載は見当たらない。更に、事務局長への質問から総合的に判断して、これらの差額は過年度における国債の額面価額と購入価額との差額処理の誤謬によるものと考えられる。従って、定款及び貸借対照表を修正し、基本財産を3億円とする必要がある。

キ 監事監査の監査報告書の提出について
(指摘事項)

財団の財務規程第49条第2項では、財務諸表について「翌年度5月25日までに監事の監査を受けその監査報告書を添付の上、理事会に提出しなければならない」とあるが、平成25年度の監査報告書日付は平成26年6月6日になっている。財務規程で期限を定めているのであれば、実務でも規程通りに運用すべきである。

②現物管理について

ア 簿外預金について
(指摘事項)

郵便貯金センター及び郵便貯金総合通帳について記帳漏れがあり、その結果として平成25年度の現金預金の期末残高と234,478円相違していた。郵便貯金センターは、寄付金及び賛助会費の受取に使用されており、期中の処理は運転資金口座として使用している普通預金口座に振替えた時点で収入を認識している。平成25年度は最終振替を平成26年3月12日に行っており、それ以後の31日までの寄付金収入113,000円、賛助会費12,000円及び振込手数料1,170円が計上漏れとなっていた。

また、郵便貯金総合通帳残高110,648円については、平成18年度から振替が行われ

ておらず、この内訳は、過年度の寄付金収入 110,000 円とその受取利息 648 円であった。

簿外資産はそのまま不明となっても判明しない可能性が高く、横領などが発生しやすい環境を作っているといえる。110,648 円については平成 26 年度の決算において過年度修正益を計上し、また、郵便貯金センターについては、取引の発生の都度記帳することとし、使用しない通帳は解約する等、適切な管理が必要である。

イ 預金に対する銀行残高証明書の入手について

(意見)

当団体は銀行残高証明書を毎月入手して、預金に関する補助簿との残高の一致の確認を行っている。しかしながら、取引銀行は当団体が入居している県庁内の一階にあるため、比較的容易に通帳の記帳がその都度実施できる状態にある。従って、期末月を除く他の月の預金残高については通帳残高での確認を行い、期末月のみ残高証明書を入手して確認を行うことが経済性の面からも有効と考える。

③出納（収入、支出）及び決算書について

(収入関係)

ア 変更届に関する決裁手続きの不備について

(意見)

財団の事業収益である角膜斡旋手数料収益は、1 眼につき手数料 200,000 円と決められており、平成 25 年度は 6,400 千円計上されている。角膜あっせん手数料の推移は以下のようなものである。

平成 14 年 6 月 1 日前	90,000 円
平成 14 年 6 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日	100,000 円
平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日	150,000 円
平成 25 年 4 月 1 日から現在	200,000 円

手数料収入は角膜提供に係る通信、摘出、保存、移送及び眼球の安全性等のための検査に要した金額を基に算定される。手数料の変更は理事会で決定し、評議員会で承認を得た後、厚生労働大臣に直近の収支決算書及び当該年度の決算見込計算書類を添付して届出ることにより可能となるため、価額の合理性は厚生労働省が担保していることになる。ところで、平成 25 年 4 月 1 日から 200,000 円とするための変更届は平成 25 年 3 月 15 日に行われているが、変更届の提出起案は平成 25 年 4 月 1 日であった。こ

れは事後決裁となるため、留意が必要である。

イ 受取補助金について

日本臓器移植ネットワーク活動費等補助金については、臓器移植コーディネーターの活動費に対しての実費弁償である。実費弁償のため、コーディネーターが直接日本臓器ネットワークに申請する仕組みを採ると、当財団と日本臓器移植ネットワークから2重に費用の補てんを受けるといった不正が起りやすい。これを防止するため、申請は当財団を通して行っている。日本臓器移植ネットワークから支給される日当としての謝金は、当財団の勤務日以外の出勤について交付されるものであるが、勤務日以外であるという確認は、出勤簿と照合し事務局長が確認印を押印した上で申請している。また交通費等の領収書は原本の提出が要求され、コピーでは申請できないため不正受給の防止対策は行われている。

ウ 寄付金及び賛助会費について

(意見)

寄付金及び賛助会費については名簿が作成され、全ての受入額について漏れなく計上されていた。また、財団が発行する「やまぐち移植医療通信」で寄付者名及び寄付額については公表し、寄付者にも送付しているため、収入について漏れなく計上されていることは寄付者も確認できる仕組みとなっている。ただし、賛助会費なのか寄付金なのか区分が曖昧であり、今後は入金者に確認して区分を正確にする必要がある。

(支出関係)

ア 各大学病院等における検収業務について

(意見)

当団体は各大学病院等の依頼で購入する手術用物品等がある。この手術用物品等については、業者が直接病院等に納入しており、その納入の際の検収業務については病院側に全面的に依頼している。しかしながら、当団体は病院等が行う検収の状況については管理していないとの事であり、検収業務が十分に履行されているか否かの確認のためにも検収済みの納品書を郵送させるなどを行い、納品書と請求書の一致を確かめる等の作業を行うべきである。

(決算書関係)

ア 財務規程について

(意見)

財団の財務規程第 3 条では平成 16 年基準に準拠して処理する旨が定められているが、平成 20 年基準に準拠して全面的に見直すことを検討することが望ましい。

イ 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）及び附属明細書について

（ア）正味財産増減計算書について

a （指摘事項）

「正味財産増減計算書」は作成されているが「正味財産増減計算書」の様式で表題が「収支計算書」となっている書類も見られ両者が混同されていると思われる。

b （指摘事項）

基本財産に計上されている投資有価証券は、全て満期保有目的の債券である。当該有価証券は、全て指定正味財産から充当されており、償却額については、正味財産増減計算書の「Ⅱ 指定正味財産増減の部」に基本財産受取利息として計上する必要があるが、一般正味財産増減の部に表示されているため修正が必要である。

（イ）財務諸表に対する注記について

（指摘事項）

「財務諸表に対する注記」1（1）に平成 16 年基準を適用している旨の注記をしているが、「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」ともに平成 20 年基準の様式で作成されているため平成 16 年基準を適用している旨の注記は不要である。また、財務諸表に対する注記「5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の第 93 回国債について帳簿価額が前年度のままであり、償却原価法による修正が必要である。

ウ 電話加入権について

（指摘事項）

電話加入権は過去に処分をしているが、貸借対照表及び財産目録に計上されている。貸借対照表及び財産目録から削除する必要がある。

④契約等について

ア 物品購入関係の規定の整備について

（意見）

当財団においては、支払を行う場合においては支出伝票の決裁にて支払いを行うか、起案書にて決裁を行いその後支出伝票の決裁にて行うかという業務フローとなっている。ただし、

起案書にて決裁を行う場合については明確になっておらず、「通常の支払い等でないもの」について起案書を作成している旨の説明を受けた。しかし、「通常の支払い等でないもの」についての基準は明確な規定は存在しなかった。

また、事務局長専決基準については、「公益財団法人やまぐち移植医療推進財団決裁規程」が作成されている。しかし、規定の専決基準自体が明確ではなく、規定に則っている専決になっているかどうかは判断が出来なかった。また、見積を徴しない随意契約に関してもどの範囲について随意契約が可能であるかの規定が存在しない。決裁関係の規定を再度見直して、権限設定等を明確にすべきである。

イ 雇用契約関係について

(ア) (指摘事項)

事務パートタイム職員 1 名について、週 20 時間を超える勤務が常態となっている。従って、雇用保険加入が強制されるが、雇用保険に加入していない。雇用保険法を順守して雇用保険への加入を行う必要がある。

(イ) (指摘事項)

当財団において、事務局長以外の職員は 1 年間の有期労働契約となっており、常勤の事務局長と比較して 1 週間の所定労働時間が短い勤務時間となっている。パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)第 6 条において「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書の交付等により明示しなければならないが、当該明示がなされていない。また、労働基準法第 15 条、労働基準法施行規則第 5 条第 1 項により、一定の労働条件について書面明示が求められるが、要件を満たしている書面が作成されていない。雇用契約に際して明示又は書面提示が必要な事項については、明示又は書面明示を確実にを行う必要がある。

⑤事業の有効性、経済性、効率性について

1. 事業の有効性について (意見)

山口県の眼球提供登録者・眼球提供者の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
眼球提供登録者数	545 人	735 人	657 人	614 人	566 人
眼球提供者数	9 人	16 人	5 人	14 人	20 人

当財団では、年間の眼球提供者の目標数を 50 人としているが、過去 5 年の眼球提供者数の推移は上記のとおりであり、目標数を大きく下回っている。その要因等を十分に

分析し、眼球提供者の目標数を達成できるよう、関係機関と協力し、効果的な普及活動を行う必要があると考える。

8 外郭団体名：公益財団法人やまぐち産業振興財団

(1) 概要

① 団体概要	146
② 組織	149
③ 財務	151

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況 について	153
② 現物管理について	160
③ 出納(収入、支出)及び決算書について	160
④ 契約等について	161
⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について	162

(1) 概要

① 団体概要

平成25年4月1日現在

ア 団体代表者

理事長 三浦 勇一

イ 設立年月日

昭和58年10月1日

ウ 団体所在地

〒753-0077

山口市熊野町1番10号

エ 設立目的

山口県の産業技術の高度化、中小企業等の振興発展及び新たな産業の創出を総合的に支援し、もって広く県内産業の振興と魅力ある地域社会の建設に寄与すること

オ 経緯

山口県の未来を拓く、産業・科学技術の振興・開発と技術・経済情報の交

流拠点として、当初「財団法人 山口県産業技術開発機構」として設立される。

その後、中小企業の経営革新や新事業・新産業の創出に向けて、新事業創出基本構想に基づく総合的支援体制（地域プラットフォーム）を整備するため、「財団法人山口県中小企業振興公社」を統合し、平成12年4月から新たに「財団法人やまぐち産業振興財団」として発足。

平成24年4月から、公益法人制度改革により「公益財団法人やまぐち産業振興財団」に移行した。

カ 主な事業内容

(ア) 経営課題に係る相談・支援に関する事業

創業相談や中小企業の経営革新等に対する各種相談に対応するスタッフを配置し、総合的な相談・助言を行い、必要に応じて専門家を派遣して課題の解決を図る。又、中小企業の経営破綻を未然に防止するため、専門のスタッフにより経営改善計画の策定支援等を行う。

(イ) 経営・技術に係る情報の収集・提供及び情報化の支援に関する事業

中小企業の経営に有益な情報を収集し、配信するとともに、企業支援を効率的、効果的に行うため、企業支援情報のデータベースを整備する。また、情報化の進展に対応するため、IT機器やIT技術を活用した経営の合理化や生産の省力化、効率化のための研修会、セミナーを実施し、県内中小企業のIT化を促進する。

(ウ) 経営・技術等の人材育成に関する事業

中小企業の経営者、技術者の経営、技術レベルの向上を図るため、地域の教育機関や民間企業等を活用して、人材養成のための研修会、セミナーを開催する。また、産学公の協力により、次世代を担う青少年のモノづくりへの関心を高め、将来の産業技術人材を育成する。

(エ) 設備投資の支援に関する事業

資金調達が脆弱で、一般の金融機関からの借入れが困難な小規模事業者等の経営基盤の強化や経営革新を支援するため、小規模企業者等が必要とする設備の貸与（割賦及びリース）を行う。また、巡回訪問による制度の普及や必要に応じて、経営診断士等による経営、技術の診断・指導を行う。また、資金調達の脆弱な小規模企業者等の経営基盤の強化を支援

するため、必要とする設備資金の貸付を行うとともに、中小企業診断士による設備導入のための診断及び事前事後の助言を行う。

(オ) 創業及び事業化の促進に関する事業

県内中小企業等の新製品、技術、サービスやビジネスプランについて、展示会への出展による市場の評価や専門家による評価・アドバイスにより事業化を支援する。また、将来の成長を目指す起業家、新製品の開発等により新事業展開を図ろうとする中小企業や潜在的な成長力を持った中小企業等に対してハンズオン支援や専門のコーディネーター及び専門家派遣による情報収集・提供、アドバイス等を重点的に実施し、創業や新事業展開による事業化を支援する。さらに、地域貢献活動に意欲的に取り組む商工会、商工会議所等が行うチャレンジショップやテナントミックス等の商店街活性化への取り組みや魅力ある店舗の創業・経営革新を支援する取り組みに対し支援し、創造的な事業活動を行う投資先企業に対する投資後のフォローを行うとともに、成長が見込まれる地場中小企業等の新事業展開を支援するため、投資事業有限責任組合に出資し、その投資を促進する。

(カ) 新製品・新技術等に係る販路開拓の支援及び下請取引のあっせん等に関する事業

県内中小企業の受注量の確保と受注機会の増大を図るため、受・発注企業間取引のあっせんを行うとともに、取引上の苦情紛争の相談指導や取引の適正化を推進する。又、県内中小企業の新製品・新技術等の販路の開拓・拡大及び新分野への参入等を支援するため、商談会・交流会の開催や各種展示会への出展、専門のコーディネーターによるマッチング等を実施する。

(キ) 技術研究開発等の支援に関する事業

県内中小企業の新製品・新技術の研究開発を支援するため、研究開発等に要する経費の一部を助成する。また、県内中小企業の成長や起業を促進するため、立地環境に配慮した貸研究室内の運営やコーディネート活動により研究開発等を支援する。

(ク) 技術交流・技術移転の促進に関する事業

中小企業の製品開発、技術、経営等の諸課題に対応できる産学公のネットワークを構築し、各機関のコーディネーターが保有するニーズ・シーズの共有化を図り、産学公連携による新産業の創出及び新事業展開を

促進する。又、中小企業の知的財産に関する課題への対応、知的財産の活用や特許出願等を支援するため、専任のコーディネーターを設置するとともに、知財専門家等と協力して知財に関するワンストップサービスに努める。

(ケ) 損害保険代理事業

中小企業を対象に比較的安価な掛け金が設定されている山口県火災共済協同組合の代理所として、設備貸与事業、設備資金貸付事業にかかる機械設備の火災等の損害に備えるため、貸与先・貸付先に対して加入の紹介を行う。

(コ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

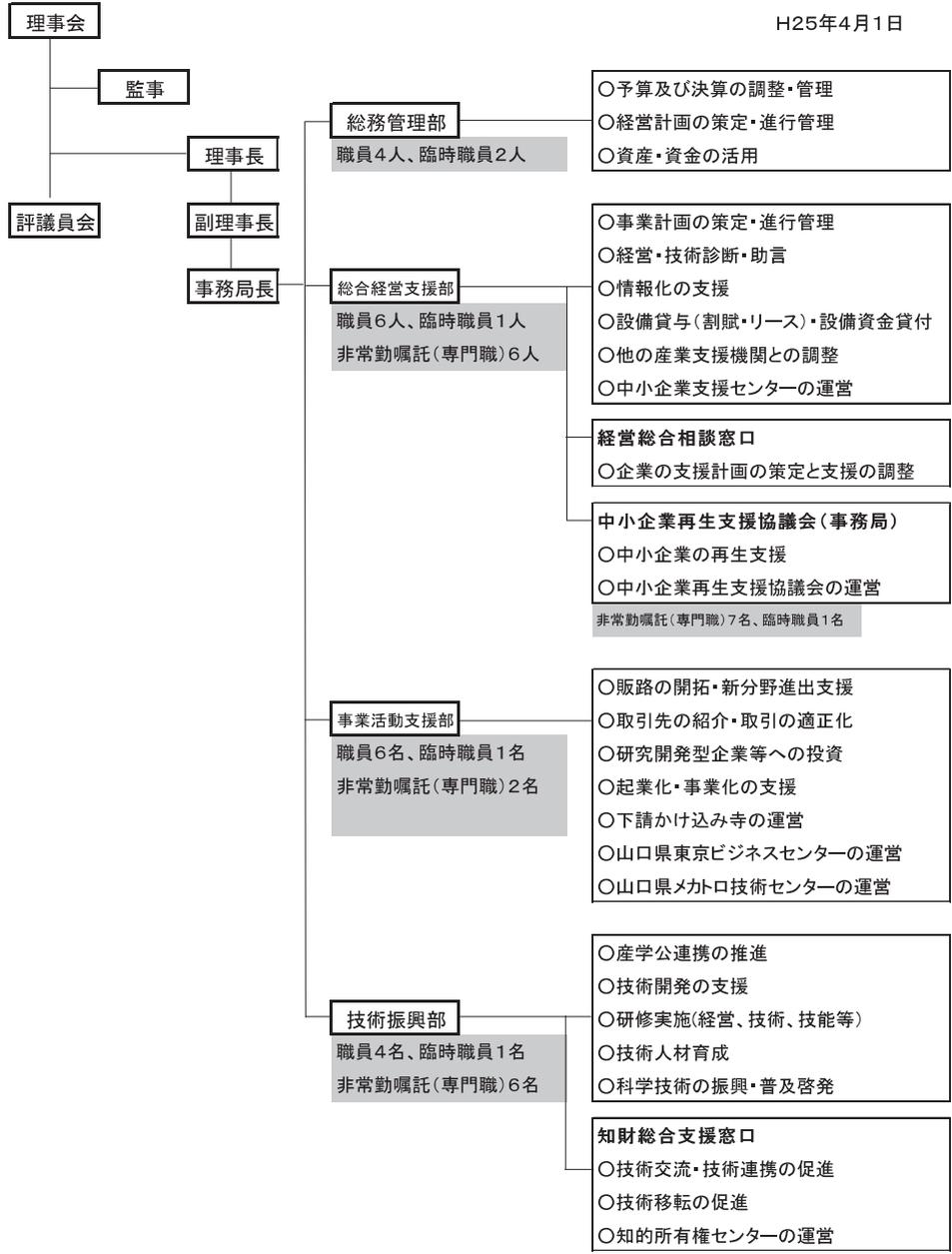
キ 事業所

山口市熊野町1番10号 NPYビル10階

②組織

公益財団法人やまぐち産業振興財団組織図（平成25年度）

H25年4月1日



役員	1名
プロパー職員	14名
県外向職員	5名
民間企業出向職員	2名
非常勤嘱託(専門職)	21名
臨時職員	6名
計	49名

役員 の 状 況

(平成25年4月1日現在)

	人数	うち県との兼職	うち県 OB
--	----	---------	--------

理事	10		1
監事	2		

職員の状況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県派遣	うち県との 兼職	その他	
	48	5		14	29

* 事務局長は、県OBである。

* 「外郭団体見直し実施計画」では、平成25年4月現在の派遣職員数の目標を5名と
していたが、目標通りである。

③財務

(要約貸借対照表)

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 (流動資産)		1 (流動負債)	
現金及び預金	505,796	未払金	104,104
設備資金貸付金	200,267	短期借入金	549,428
割賦設備	852,349	賞与引当金	6,242
未収金	148,824	その他	2,789
未収割賦設備	162,577	2 (固定負債)	
その他	79,363	長期借入金	5,934,441
貸倒引当金	-95,024	退職給付引当金	92,330
2 (固定資産)		共済年金引当金	6,017
(1) 基本財産		割賦設備預り保証 金	173,600
投資有価証券	539,618	出資金返還準備金	225,177
積立資産	53,435	その他	8,273
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	52,397	正味財産の部	
投資有価証券	6,700,377	1 指定正味財産	3,438,011
各種積立資産	956,905	2 一般正味財産	620,907
(3) その他			
出資金	225,177		

長期貸付金	611,181		
投資有価証券	125,234		
その他	42,840		
資産合計	11,161,320	負債・正味財産合計	11,161,320

(要約正味財産増減計算書)

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
I 一般正味財産増減の部			
1・経常増減の部			
(1) 経常収益	1,263,834	1,083,504	1,282,358
基本財産運用益	10,032	9,891	10,210
特定資産運用益	123,689	131,951	170,838
賛助受取会費	3,470	3,780	3,630
事業収益	755,728	653,294	534,291
補助金	91,094	97,130	189,499
委託金収益	203,866	154,916	316,004
受取寄付金	8,449	5,600	1,800
その他収益	12,378	8,466	14,448
引当金取崩額	55,125	18,473	41,634
(2) 経常費用	1,272,690	1,126,281	1,490,504
人件費	118,512	-	-
事業費	1,049,895	1,111,793	1,470,828
管理費	39,885	14,488	19,675
引当金繰入額	64,396	0	0
当期経常増減額	-8,856	-42,777	-208,146
2・経常外収益	35,000	92,639	35,000
3・経常外費用	66,301	319,990	0
当期経常外増減額	-31,301	-227,350	34,999
税引前当期一般正味財産増減額	-40,157	-270,128	-173,146
法人税、住民税及び事業税		205	71
当期一般正味財産増減額	-40,157	-270,334	-173,217
一般正味財産期首残高	1,104,617	1,064,459	794,124
一般正味財産期末残高	1,064,459	794,124	620,907

Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	3,291	-35,000	-35,000
指定正味財産期首残高	3,504,720	3,508,011	3,473,011
指定正味財産期末残高	3,508,011	3,473,011	3,438,011
Ⅲ 正味財産期末残高	4,572,470	4,267,136	4,058,919

*経常費用について、平成24年度から公益法人会計基準の20年基準を適用しているため、人件費の区分が削除されている。

*平成24年度の経常外費用 過年度出資金修正損 3億円

*平成24年度の経常外収益 過年度修正益 約57百万円

県からの補助金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	77,436	78,192	170,654

*平成25年度については、新たに「やまぐち夢づくり産業支援ファンド」事業を開始したため、この財源として1億円の補助を受けたことによる。

県からの委託料の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	72,854	40,526	76,663

*平成25年度 地域産業成長促進事業として、約59百万円など

県からの貸付金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	326,731	330,872	292,939

*1 平成25年度 貸付金の内訳

小規模企業者等設備導入資金（設備貸与事業 15,434千円、資金貸付事業 265,424千円）

新事業活動支援設備貸与事業 12,081千円

(2) 指摘事項及び意見

①組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

ア 理事会の議事録での欠席者名の記載について

(意見)

平成25年度に開催された2回の理事会における議事録を閲覧したところ、2回と

も出席した理事の記載はあるが欠席者名の記載がなかった。理事会は、欠席者名も明らかにしてその事実を残す方が好ましい。なお、評議員会議事録には、欠席者名の記載がある。

イ 職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

質問 1

経理職員（*）の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

*外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

質問 2

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

質問 3

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た。

回答 1

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

氏名	部署(※)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現在の事務内容への従事年数	備考
A	事務局長 兼総務管理部長	28	8	
B	総務課長	20	18	
C	主任	17	0	技術振興部
D	主任	25	20	

回答2

当該業務を同一人が重複して行うことはない。

回答3

当財団も全体人数は多いものの、プロパー職員は少人数であり、配置換え（ジョブローテーション）を制度化するまでには、至っていない。経理・出納担当については、前項目でも記載したが、同一人が単独で業務を行うことは、原則無いものの不正防止の体制面からは配置換え（ジョブローテーション）は必要と考える。また担当者に、何らかの理由で突然、長期休暇などが必要となった場合なども業務に大きく支障が出ると思われ、人材育成の重要性は感じている。

しかしながらここ十数年は、団体の統合、会計の統合、公益財団法人の認定、会計基準の変更、システムの変更、監査人の対応など、毎年のように重要な変更があり既存の担当者が対応するだけでも予想以上に時間と労力を要し、このような中で短期間での配置換え（ジョブローテーション）は現実的に困難であった。今年度、経理担当として育成出来る職員が配属となり、現在、育成中である。今後も計画的に行うことを検討する。

（所見）

過年度までは、毎年のように重要な変更があり既存の担当者が対応するだけでも予想以上に時間と労力を要したため、ジョブローテーションが現実的に困難であったことは理解ができる。

（意見）

しかしながら、今年度は経理担当として育成可能な職員が配属となったことから、他部署との職務配置換えに関する方針等を明確に定め、運用することが望ましい。

ウ 情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

情報開示その1

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		

①定款又は寄付行為	○	○	最新の状態に常に備える。	
②役員名簿	○	○	最新の状態に常に備える。	
③社団法人の場合の社員名簿	—		最新の状態に常に備える。	
④事業報告書	○		年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える	
⑤収支計算書	○		年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える	
⑥正味財産増減計算書	○		年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える	
⑦貸借対照表	○		年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える	
⑧財産目録	○		年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える	
⑨事業計画書	○		年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで主たる事務所に備える。	
⑩収支予算書	○		同上	

情報開示その2

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	○		年度開始前日までに作成し、事業年	事業計画書

			度の末日まで主たる事務所に備える。	
報酬等の支給の基準を記載した書類	○		年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える	
キャッシュフロー計算書	○		年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える	
運営組織及び事業活動の状況の概要	○		年度終了後3か月以内に作成し、5年間備える	事業報告書

(意見)

定款及び役員名簿を除き、インターネットでの情報公開がなされていない。県民に対する積極的な情報公開のためにも、その他の情報のインターネットでの開示が望まれる。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

エ 当団体の事業報告書の記載内容について

平成25年度の当財団の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況、基金の状況（基金区分別、出捐者区分別）、役職員の状況と役員会等に関する事項の4点であった。

(事業の実施状況)

事業報告書は4ページの要約編を設けて内容が総括的に理解しえるものとなっており、本編を含めると64ページに亘る膨大なものである。

I 経営課題に係る相談・支援

- 1 中小企業等総合相談事業
- 2 中小企業再生支援事業

II 経営・技術等に係る情報の収集・提供及び情報化の支援

- 1 情報収集・提供事業
- 2 中小企業等の情報化促進事業

Ⅲ 経営・技術等の人材育成

1 経営・技術等の人材育成事業

Ⅳ 設備投資の支援

- 1 設備貸与事業
- 2 設備資金貸付事業

Ⅴ 創業及び事業化の促進

- 1 製品等の評価（目利き）に関する事業
- 2 創業・事業化支援コーディネート事業
- 3 商店街等活性化事業
- 4 中小企業等投資支援事業
- 5 地域需要創造型等起業・創業促進事業

Ⅵ 販路開拓の支援

- 1 下請取引あっせん事業
- 2 販路開拓・販路拡大促進事業

Ⅶ 技術研究開発等の支援

- 1 新製品の研究開発等に関する助成等事業

Ⅷ 技術交流・技術移転の促進

- 1 産学公交流事業
- 2 知財活用支援事業

上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。また、当期に事業を実施した結果に関する得られた成果等を記載しており、意識の高い報告書であり評価しえらると考える。

(役員会等に関する事項)

理事会、評議員会それぞれについて、回数、期日、会場、議事内容が記載されており、特に問題は認めなかった。

(基金)

平成26年3月31日現在における財団の基金の額は、次の通りである。

I 基金区分別

(単位：千円)

基金区分	出捐金	剰余金繰入額	合計
1 基本財産	522,540	70,513	593,053
2 債務保証基金	200,000	38,291	238,291
3 研修指導・調査研究基金	544,360	-	544,360
4 研究開発助成基金	327,820	-	327,820
研究開発助成基金 1	186,800	-	186,800
研究開発助成基金 2	141,020	-	141,020
5 地域科学技術振興基金	705,000	-	705,000
6 地域産業活性化基金	800,000	-	800,000
7 情報化支援活動基金	300,000	-	300,000
8 指導体制強化基金	0	80,000	80,000
小計	3,399,720	188,804	3,588,524
9 やまぐち地域中小企業育成基金（県借入金）			4,250,000
合計			7,838,524

II 出捐者区分別

(単位：千円)

区分	金額	割合 (%)
県	2,406,020	67.0
市町	452,200	12.6
民間	テクノ圏域内	8.4
	テクノ圏域外	6.7
	小計	15.1
剰余金	188,804	5.3
合計	3,588,524	100.0

(役職員の状況)

役員数（うち地方公共団体出向者・退職者） 12名（1名）	役員平均年齢 62.8歳	役員の平均年収 5,174千円
職員数（うち地方公共団体出向者・退職者） 59名（1名）	職員平均年齢 53歳	職員の平均年収 4,375千円

オ 寄付金に関する取扱規程について

(意見)

財団の財務規程の中に、寄付金についての取扱規定が設けられていない。寄付を受ける場合もあることから、寄付採納の様式等、寄付金についての取扱いを定める必要がある。

②現物管理について

監査の視点

- ・ 現物照合について、準拠すべき会計規則等に不備はないか。
- ・ 現物照合が、会計規則等に基づいて実際に行われているか。
- ・ 貸与物品、借用物品の实在性、網羅性は確認されているか。
- ・ 登記未了の不動産はないか。

実施した手続き

下記の台帳等について監査の視点を踏まえ、担当者等に質問、関係書類・帳簿類等の閲覧等を行った。

- ・ 固定資産管理台帳
- ・ 普通現金通帳 (A 銀行)
- ・ 普通銀行通帳 (B 銀行)
- ・ その他

その結果、下記の点を除き指摘事項、意見は認められなかった。

ア 物品表示票による備品の現物管理について

(意見)

備品の現物管理を行うにあたっては、物品表示票等を貼付して管理する必要がある。物品表示票を添付することにより、備品台帳との確認が確実であり、しかも備品が他に移動したとしても確認が容易である。

③出納（収入、支出）及び決算書について

(収入関係) (支出関係)

特に、指摘事項、意見は認められない。

(計算書類及び注記について)

<附属明細書>

ア 引当金明細の脚注標記について

(指摘事項)

附属明細書の貸倒引当金の明細が記載されており、その脚注には洗い替え方式である旨の記載がある。しかし、貸倒引当金は差額補充方式によっており、脚注記載の文言とが整合していない。

④契約等について

ア 契約金額と実績額の差異について

(意見)

県から委託された「地域産業成長促進事業」について、平成 25 年度の契約金額は 106,000,000 円であったが実績額は 59,613,673 円であった。契約金額と実績金額の乖離が大きい場合は、差異の原因分析を実施して委託業務を履行できたのか、当初見積もりは妥当であったかを検証してその資料を作成することが望ましい。

(該当する契約)

- ・ 地域産業成長促進事業実施業務

イ 瑕疵担保責任の契約書への記載について

(意見)

「地域産業成長促進事業ポータルシステム」の導入に係る契約書には、瑕疵担保責任の条項が記載されていない。同提案仕様書の「5. 導入及び保守について」に瑕疵担保責任についての記載はあるが、契約書の本文にも記載することが望ましい。

(該当する契約)

- ・ 地域産業成長促進事業ポータルシステム

ウ 随意契約の起案書について

(指摘事項)

「契約における随意契約の取扱いについて (内規)」の 3 (1) に「物品購入等の起案をする際には、財務規程第 29 条第 2 項第 1 号から第 7 号までの適用条文を明記し、かつ、随意契約によることとした理由を明記すること」とある。しかし、ポータルシステムの維持管理に係る業務委託契約の起案書に理由は明記されていたが、適用条文が明記されていない。

(該当する契約)

- ・ 地域産業成長促進事業ポータルシステムの維持管理に係る業務

⑤事業の有効性、経済性、効率性について

【事業の効率性及び有効性】

ア 情報化促進事業について

(意見)

当事業は、県内中小企業における IT 機器を利用した経営の合理化促進、IT を活用した新事業への取り組み促進のため、「山口県中小企業 IT 利用連携会議」構成機関と連携して、セミナーを開催するものである。平成 25 年度実施の IT 戦略活用セミナーについては、平成 25 年 10 月 7 日の起案書によりその実施内容が承認されている。

セミナー案内を郵送する対象会社は 661 社となっており、公益財団法人やまぐち産業振興財団のデータベースから抽出していることの事である。当該セミナーについては 2 部構成となっており、第 2 部において食品製造・卸向け総合販売管理システムの紹介を行っているため、食品業を中心に抽出しているとの説明を受けた。しかし、セミナー案内を郵送する先については起案に明示されておらず、また、参加者アンケートによるとセミナーを知ったきっかけの 65%が郵送したセミナー案内であったことから、可能な限り起案書に記載し、公益上、平等な機会を図っていることを明示することが望まれる。また、当該セミナーについては参加者定員 50 名を上回る 53 名の参加があったことから、十分に効率的なセミナー運営が出来ているものと判断できる。内容については、5 段階評価のうち 4 以上の評価が 62%となっており参加者にとって有用性の高いセミナーと考えられるが、更に高評価が得られるよう今後とも期待したい。

イ 経営・技術等の人材育成事業について

(意見)

科学技術普及啓発事業は、21 世紀を担う青少年に広く科学技術に触れあう場を提供する「夏休みジュニア科学教室」の開催を支援する事業である。事業内容は、夏休みジュニア科学教室実行委員会に対して 1,000,000 円の負担金を支出するものであり、その運営は同実行委員会が行っている。開催日は 7 月下旬から 8 月下旬であり、17 回開催されており、開催場所は、宇部市 11 回、萩市 1 回、山口市 2 回、周南市 1 回、美祿市 1 回、山陽小野田市 1 回である。現在は徐々に他の市町での開催も増えてきているものの、当初は、当該教室が宇部市を中心として行われていた経緯があるため、宇部市での開催が多くなっているとのことである。今後はより幅広い地域での科学教室の開催を期待する。

ウ 下請取引あっせん事業について

(意見)

当該事業は商談会等を行い、取引の受注企業と発注企業を結び付ける事業である。中期経営計画で平成 21 年度から平成 25 年度の合計目標値は、取引あっせん件数が 2,350 件、取引成立件数が 420 件、取引成立金額が 1,561 百万円であるのに対して、同期間の実績値は取引あっせん件数が 2,887 件、取引成立件数が 552 件、取引成立金額が 1,280 百万円となっている。取引成立金額が若干目標値に届いていないが、取引あっせん件数及び取引成立件数は大幅に目標値を超えているため、当事業の有効性は高いものと考えられる。

なお、山口県内での単独の商談会については、登録企業のすべてに商談会の案内を送付し、ホームページ上でも公開されている。従って、機会についても登録企業に公平に与えられていると考えられる。また、商談会の費用については、会場費と人件費が主たるものであり、当該事業について効率的実施されていると考えられる。従って、当財団が県内企業の取引あっせんに果たす役割は大きく、今後も有効かつ経済的にあっせん事業を推進して行くことが望まれる。

エ 事業化支援展示会等事業について

(意見)

当該事業は地域中小企業の振興を図ることを目的に、自社技術等の販路開拓を行うため展示会等への出展を促し販路拡大を行っているものである。平成 25 年度に実施された展示会のうち、中小企業総合展を抽出して検証を行ったが、参加企業は伺いにより公平に抽出されており、問題はないものと判断された。また、参加企業の出展料について当財団が一部負担しているが、出展を促すという意味合いでは有効な措置であると考えられる。展示会の 1 か月後のアンケート調査では、商談成立件数 2 件、当初成立金額 4,980 千円となっており、一定の効果があるものと判断される。8 か月後のアンケート調査では、さらに成立件数 3 件、成立金額 3,152 千円が追加となっている。当事業の事業費は 2,000 千円弱であり、その内訳は出展料と装飾費が主たるものである。商談成立額と事業費との比較において、当該事業は有効かつ経済的になされていると判断した。また、当財団は県内企業の自主製品の情報等を保有していることから、県内企業の販路開拓・販路拡大において果たす役割は大きく、今後も有効かつ経済的に推進していくことが望まれる。

オ 研究開発等の支援について

(意見)

当事業は中小企業者等が、産学公連携等による研究開発や創業、市場開拓につながる新技術・新製品開発等に取り組む場合に、開発に要する経費の一部を助成するものである。平成 25 年度の当助成金については、8 件の研究開発等を委員会で採択し交付決定を行った。委員会では、対象となる研究開発等を点数化することによって事業評価が行われている。しかし、平成 25 年度の 8 件のうち 1 件について助成金の廃止申請が平成 26 年 5 月 9 日に提出されている。これは、当該助成金の交付決定を受けた事業者が、他の団体が行う、より有利

な補助金を獲得したことから廃止申請が出されたものである。平成 25 年度においては、当助成金の予算を全て消化しておらず、委員会で事業評価がなされ、助成金を支給するものとして採択された助成事業については全て交付決定がなされている。しかし、仮に予算を全て消化した場合には、委員会で採択された助成事業のうち、最低点だった研究開発等については助成金が減額され、又は交付されないことが起こり得る。他の団体が行う、より有利な補助金は国の補正予算で設定されたものであり、交付決定後の廃止承認申請は、当財団の管理外かつ責任外で生じた事由であるものの、他の補助金や助成金の動向を含めて、財団として独自性のある助成金とすることが望ましい。

9 外郭団体名：一般財団法人山口県国際総合センター

(1) 概要

① 団体概要	164
② 組織	165
③ 財務	167

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況 について	169
② 現物管理について	174
③ 出納(収入、支出)及び決算書について	177
④ 契約等について	178
⑤ 過去の包括外部監査の指摘事項について	180

(1) 概要

① 団体概要

平成 25 年 4 月 1 日現在

ア 団体代表者

理事長 本廣 正則

イ 設立年月日

平成 7 年 6 月 1 日

ウ 団体所在地

〒 7 5 0 - 0 0 1 8

山口県下関市豊前田町 3 丁目 3 - 1

エ 設立目的

国際総合センターの管理及び運営、貿易の促進、海外取引機会の拡大支援等を行うことにより、国際産業交流の推進とコンベンションの振興を図り、もって国際化の進展と地域産業の振興に寄与する。

オ 経緯

平成7年6月1日

財団法人山口県貿易センター（昭和37年設立）を改組、名称を財団法人山口県国際総合センターに変更する。

平成8年7月1日

山口県から山口県国際総合センターの管理運営業務を受託する。

平成18年4月1日

山口県から山口県国際総合センターの指定管理者に指定される（5年間）

平成23年4月1日

山口県から山口県国際総合センターの指定管理者に指定される（5年間）

平成24年4月1日

一般財団法人山口県国際総合センターに移行する。

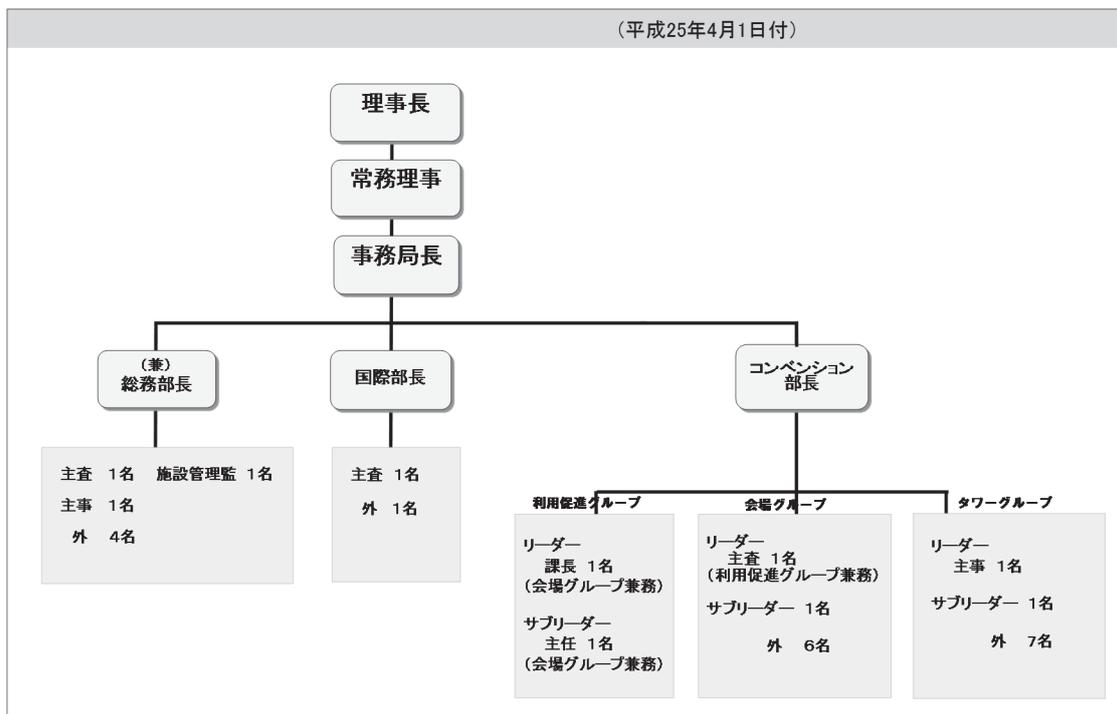
カ 主な事業内容

- 1 国際経済交流の推進
 - (1) 貿易相談・海外ビジネス支援
 - (2) 貿易等に携わる人材の育成・確保支援
 - (3) 貿易に関する情報収集・提供
- 2 産業交流の推進
- 3 国際貿易ビル等の管理運営
- 4 駐車場の管理運営
- 5 国際総合センターの管理運営（指定管理事業）
 - (1) 利用促進
 - ア コンベンションの誘致
 - イ タワー誘客
 - (2) お客様サービスの向上
 - (3) 施設の維持管理

キ 事業所

本部所在地と同じ

②組織



役員 の 状 況

(平成25年4月1日現在)

	人数	うち県等との兼職	うち県等OB
理事	6	2	4
監事	2		

* 県等との兼職は、県1名、下関市1名である。

県等OBは県2名、下関市2名である。

職員 の 状 況

	人数	常勤職員			臨時、嘱託
		うち県の派遣	うち県等との兼職	その他	
	30	0		27	3

* 「外郭団体見直し実施計画」では、平成25年4月現在の派遣職員数を0名としていたが、目標通りである。

* その他 プロパー職員7名、下関市から派遣職員1名、N信用金庫からの派遣職員1名、契約職員18名

*臨時、嘱託 シルバー人材センターからの派遣職員 2名、人材派遣会社からの派遣職員
(臨時) 1名

③財務

(要約貸借対照表)

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 (流動資産)		1 (流動負債)	
現金及び預金	76,504	未払金	63,971
印紙・証紙類	5,647	前受金	14,382
未収金	18,867	預り金	1,746
前払金	1,225	2 (固定負債)	
立替金	15,768	長期借入金	487,000
2 (固定資産)		退職給付引当金	20,952
(1) 特定資産		預り保証金	67,245
退職給付引当資産	20,952		
減価償却引当資産	96,652		
財政安定積立資産	135,000	正味財産の部	
施設管理積立資産	3,989	1 指定正味財産	-
(2) その他		2 一般正味財産	832,264
建物	1,079,575		
設備	33,119		
その他	260		
資産合計	1,487,563	負債・正味財産合計	1,487,563

(要約正味財産増減計算書)

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
I 一般正味財産増減の部			
1・経常増減の部			
(1) 経常収益	615,273	613,418	616,289
特定資産運用益	44	61	80
受取会費	780	740	710
受取賃貸料	131,426	123,124	126,069
管理事業収益	16,975	15,203	11,975

指定管理事業収益	141,963	137,463	130,483
受取補助金等	1,177	1,177	-
指定管理受託収益	230,170	247,904	256,924
受取負担金	87,283	84,945	87,261
雑収益	5,452	2,799	2,786
(2) 経常費用	570,021	556,606	561,102
事業費	305,642	502,994	508,698
管理費	264,378	53,611	52,403
当期経常増減額	45,252	56,812	55,187
2・経常外収益	-	-	-
3・経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	45,252	56,812	55,187
法人税等	6,346	3,067	1,226
当期一般正味財産増減額	38,533	53,745	53,960
一般正味財産期首残高	686,025	724,558	778,304
一般正味財産期末残高	724,558	778,304	832,264
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	724,558	778,304	832,264

*平成25年度の受取補助金が0円となった理由は、中国山東省の中日経済交流促進協会の賃料補助を県から受け取っていたが、廃止決定となったためである。

県からの補助金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	1,177	1,177	-

県からの貸付金の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	130,000	83,000	63,000

*借入目的は、一時的な資金不足の充当のためである。

県からの指定管理料の推移

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金額	226,705	222,148	220,416

*減額傾向にあるのは、利用料金の増額計画に基づいて、指定管理料を減額して来ているためである。

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 理事会等における議事録での欠席者の明記について

(意見)

理事会、評議員会の議事録を閲覧したところ、出席者名は議事録に記載があるが、欠席者名は記載がない。理事等は理事会等に現に出席して議論に参加し、結論等を出す場であるから理事会、評議員会の結論に対して、参加しなかった人や意見が言えなかった人を明らかにしておくべきと考える。

イ 経費支出何書等の決裁日について

(意見)

経費支出何書等を閲覧したところ、起案日の記載は必ずあるが、決裁日欄そのものがないものや、決裁日欄はあるものの決裁日の記載がないものが散見された。団体としての意思決定がなされた日であり、必ず記載がなされるべきである。

ウ 預り保証金について

(ア) (意見)

賃貸事業会計部門の不動産貸付については、新規契約時に保証金を徴収している。保証金については借受人が退去する際に返還義務を負っているため、固定負債の部に「預り保証金」を計上している。当該計上額は平成25年度末で67,000千円超となっているが、これに対応する特定資産は保有していない。また、賃貸事業会計部門では現金預金等の金融資産も保有しておらず、決算書上、返還財源が不足している状態となっている。これは、保証金を預かったという賃貸事業会計の負債に対して、相手勘定の資産を一般会計の流動資産である預金勘定に計上していることに起因している。保証金は、毎年一定額の返還義務が発生しており、過去の実績に基づいて合理的な金額を見積り、特定資産として、預り保証金の返還引当資産を確保する必要があると考える。

(イ) (指摘事項)

一般会計の流動資産に繰入れられた保証金は、一般会計の特定資産である「財政安定積立資産」135,000千円の一部となっている。この「財政安定積立資産」は山口県貿易ビルの解体費用に充てるために積立ているとの事であり、必要額などについては理事会等に報告されているものの、具体的な金額や実施時期について議論された実績はない。また名称についても「財政安定」という曖昧なものであり、その名称からは特定の目的が判断できない。特定資産とは、特定の目的のために理事会等の承認に基づいた繰入計画に従って積立保有する資産であり、原則として、目的外の取崩しを行うことも認められていない。

従って、賃貸事業会計の預り保証金に対応する特定資産の計上を検討すると同時に、会計部門ごとに本来必要な目的資産額と計画的な積立の実施方法を総合的に見直す必要があると考える。

エ 職務担当者の配置換えについて

外郭団体を所管する所管課に対して、現時点での状況と将来の職務担当者の配置換えについて、以下の質問を行った。

質問 1

経理職員（*）の勤続年数及び現在の部署で、現在の事務内容への従事年数は何年か。

*外郭団体の出納、記帳、発注、支払、財産管理の業務を行う職員

質問 2

出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務など、同一人が重複して業務を行うことは不祥事の発生の危険性を伴うが、そのような事実はあるか。あるとすれば、それを認めている理由はどのような考えからか。

質問 3

記帳業務担当者と出納業務担当者の分離が理想であるが、少人数の組織では不可能な場合もある。しかし、経理上の不祥事は経理や出納を長期間同一の役職員が担当していた外郭団体に共通して起きていた。従って適切な人材育成制度を設け、それを前提として適時な職務担当者の配置換え（ジョブローテーション）を制度化することは、中長期的な対応策としては非常に有効である。そこで所管する外郭団体におかれては中長期的対応策として適切な人材育成制度についてどのような方針をお持ちであるのか。

それに対して、以下のような回答を得た。

回答 1

（平成26年4月1日現在）

氏名	部署(※)及び役職名	勤続年数	現在の部署で、現在の事務内容への従事年数	備考
A	事務局長	3年	3年	
B	総務部主査	11年	5年	
C	総務部主事	5年	3年6か月	
D	総務部契約職員	4年	4年	

回答2

出納業務と記帳業務（仕訳帳入力等）については、経理担当者である同一人が重複して業務を行う事実はある。これを認めている理由としては、一般会計と指定管理会計との内部取引を牽制するため、会計毎に担当者を定めて処理した方が効率的であると判断していることによる。

なお、経理担当者が不在の場合に備えて、4名の経理担当者のうち、いずれの者も出納業務と記帳事務（仕訳帳入力等）ができる体制を採用し、すべての業務を必ず4名でチェックする内部牽制を行っており、これにより不祥事の発生の防止を担保している。

また、原則として、発注事務については、各業務の担当者が行っており、支出事務については、経理担当者が行っている。しかし、一部総務部に係る支出等の業務については、例外的に経理担当者である同一人が重複して業務を行う事実はある。これを認めている理由及び不正防止の担保としては、出納業務と記帳業務の場合と同様であるが、この他、迅速性が求められる支出や少額の支出などにおいては効率的であると判断していることによる。

回答3

配置換え（ジョブローテーション）については、職員の業務遂行能力や健康状態等を勘案し、本人の適性と法人全体の戦略の観点から実施することとしているが、経理担当者の職務については、とくに高い倫理性が求められるとともに、法人全体の業務を理解できることから、少なくとも人材育成上、プロパー職員には、経験させる必要があるとしている。

現在、プロパー職員7名うち2名を経理担当者として配置しており、経理担当者としての勤務期間も長期間となっているため、本年度中に完了見込みである一般法人への移行に伴う会計基準の変更作業の状況も踏まえながら、適切な時期に配置換えを行う方針である。

また、他の2名の経理担当者は県職員OB（事務局長）と契約職員（経理補助）で、いずれも1年契約の有期契約職員であり、最長5年程度で交代することが常態であるが、勤務期間が長期間に及ぶ場合は配置換えを行うことにする。

(所見)

当団体は、一般会計と指定管理会計毎に担当者を決めて、出納業務及び記帳業務を同一人が業務を実施している。また、発注業務は基本的には各業務の担当者が行っているが、例外的に総務部の経理担当者が重複して発注業務と支払業務を兼務している。しかしながら、すべての業務を必ず4名でチェックする内部牽制を行っており、これにより不祥事の発生の防止を担保しているとの質問に対する回答であったので実際の運用について確認した。

まず、証拠書（納品書、請求書等）に基づいて支出何書等が起案、決裁され、それに基づいて収入、支払手続きが行われる。後日、振替伝票が何書等に基づいて起票されるが、振替伝票と何書には同じ番号が採番されて、後日の検索が容易になるように制度化されている。また、4名全員が伝票上の科目、金額、内容等の確認を行っていることを質問及び押印の状況を一覧して確かめた。また、適切な時期に職務担当者の配置換えを行う方針とのことであるため、現在のところ特に問題点は認めない。

オ 情報公開について

当団体の情報公開の状況を調査した。その具体的状況は以下の通りである。

情報開示その1

備え付けるべき資料	公開方法		備え置く期間	備考
	主たる事務所に備え付けて閲覧	インターネットでの公開		
①定款又は寄付行為	○	○		
②役員名簿	○	○	年度終了後3か月以内に作成し、主たる事務所に5年間備える。	
③社団法人の場合の社員名簿	—	—	—	
④事業報告書	○	○		
⑤収支計算書	○			
⑥正味財産増減計算書	○	○		
⑦貸借対照表	○	○		

⑧財産目録	○		年度終了後3か月以内に作成し、主たる事務所に5年間備える。	
⑨事業計画書	○	○	年度開始前日までに作成し、事業年度の末日まで主たる事務所に備える。	
⑩収支予算書	○		同上	

(意見)

財産目録、収支予算書について、インターネットにおける情報公開がなされていないが、公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

(所見)

財産目録は、平成24年度までは情報公開していたが、一般法人法及び定款にも作成義務がないため情報公開から外した。ただ、管理資料として作成している。

カ 当団体の事業報告書の記載内容について

平成25年度の当財団の事業報告書の記載内容は、以下の通り、事業の実施状況と賛助会員の状況の2点であった。

(事業の実施状況)

I 国際経済交流の推進

- 1 貿易相談・海外ビジネス支援
- 2 貿易等に携わる人材の育成・確保支援
- 3 貿易等に関する情報収集・提供

II 産業交流の推進

- 1 海外事務所（テナント）の誘致・業務支援
- 2 地域との連携
- 3 タワーへの顧客推進

- Ⅲ 国際貿易ビル等の管理運営
 - 1 国際貿易ビルの管理運営
 - 2 山口県貿易ビルの管理運営

Ⅳ 駐車場等の管理運営

- Ⅴ 国際総合センターの管理運営（指定管理事業）
 - 1 利用促進
 - 2 お客様サービスの向上

*上記事業は、定款に規定された目的、事業に照らして、実施すべき事業内容が実施されていることを確認した結果、特に問題は認めなかった。

（意見）

ただ、事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

（賛助会員の状況）

当財団の目的に賛同し、これを援助する団体・企業等を設立以来、賛助会員として
いるが、平成25年度において3団体が退会し、67団体に減少した。

賛助会員の加入状況

平成26年3月31日現在

業 種	会 員 数	口 数
貿易関係業者・団体	46	50
市 町	8	8
商工会議所・商工会 及び同各連合会	13	13
合 計	67	71

* 賛助会員：1口 1万円

②現物管理について

ア 現金預金の残高管理について

「一般財団法人山口県国際総合センター会計規則」では、金銭等の残高照合について第25条で以下のように規定している。

「現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預金は、毎月末日の残高を銀行帳簿と照合してその正確を期さなければならない。又、その他のものについては、適宜

又は必要に応じて残高を関係帳簿、現物、預かり証等と照合して実在性、正確性を期さなければならない」。

(ア) そこでまず、現金の管理の状況について確認した。

現金は、会計区分である、一般会計、管理会計、指定管理会計に大きく分けて管理されている。

一般会計は、小口現金のみ、管理会計は、印紙証紙類現金、割引駐車券現金、印紙証紙類つり銭等に区分されている。また、指定管理会計は、小口現金、タワーつり銭、タワー現金等に区分され、それぞれ管理されている。

一般会計及び指定管理会計の小口現金の管理状況を確認した。それぞれ小口現金出納帳を作成し、動きのあった日ごとに担当者、払い出しの場合の受領者、及び事務局長の押印がある。

次に、管理会計の印紙証紙類現金、及び印紙証紙類つり銭の管理状況を検討した。印紙証紙類現金は、日計表で管理される。そこで、平成26年10月27日の日計表に基づいて、現金の実査を行った結果、現金の実際残高と日計表記載の金額は一致した。また、金額の確認については、担当者がカウントする際に、事務局長及び総務課員の任意の1名が立ち会っているとの回答を得た。また、銀行入金については、毎週金曜日に一週間分を纏めて、しかも不祥事のリスクを考慮して2名の職員で持ち込んでいる。

印紙証紙類つり銭は、毎日、金種表を作成し現金残高を記入して現金の確認を行っている。なお、印紙証紙類現金及び同つり銭については、2か月に1度くらいの間隔で総務部所属員が抜き打ち的に検査を行い、現金検査報告書を作成して残高の実在性を確かめている。

次に、指定管理会計のタワー現金を検討した。まず、平成26年10月分の「タワー収入集金台帳」を入手した。同台帳は、「手売り売上」と「券売機売上」とに分けて管理されており、そこで平成26年10月27日の「手売り売上」について同台帳及び金種表に基づいて現金の実際残高との照合を行った結果、一致した。「券売機売上」については、レシートにて日々管理され、一週間ごとに券売機から払い出しの手続きを取っている。「手売り売上」は、毎日、総務部2名の者によって金額の確認を行い、「券売機売上」については、一週間ごとに総務部2名の者によって金額の確認を行っている。

以上を総合して、現金の残高管理は適切に実施されていると認めた。

(イ) 預金について

当団体の預金の種類は、普通預金と定期預金の2種類がある。

まず、平成26年3月31日現在の普通預金及び定期預金について、銀行が発行している残高証明書と財産目録とを突合した結果、全件一致した。なお、銀行の残高証明書は、

年に1度期末のみ入手している。また、定期預金について、定期預金証書と財産目録を確認した結果同様に一致した。次に、総勘定元帳と財産目録を照合した結果、全件一致した。なお、預金は、「毎月末日の残高を銀行帳簿と照合してその正確を期さなければならない」と規定されているが、毎月末には普通預金について通帳と銀行帳簿を照合している。

以上を総合して、預金の残高管理は適切に実施されていると認めた。

(意見)

ただ、現在、当財団では「ゆうちょ銀行」に口座を有していない。郵便局で購入する必要のある収入印紙について取引銀行で購入資金を払出し、担当者が現金を持って郵便局まで購入に行っている。その金額は毎回 300 万円程度ということであるが、安全性や業務の効率性を考えると、「ゆうちょ銀行」に口座を開設することが望ましい。

イ 収入印紙及び証紙類の管理について

平成26年10月27日営業終了時に作成した「収入印紙及び証紙類の日計表」に基づいて、収入印紙、郵便切手、県証紙について、現物確認を行った。いずれも、日計表に記載の枚数と現物の枚数は一致しており適切に管理されているものと認めた。

ウ 固定資産の管理について

「一般財団法人山口県国際総合センター会計規則」では、固定資産の管理について第34条で以下のように規定している。

「固定資産管理担当者は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価額、減価償却額、簿価等の所要事項の記録を行い、固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならない」。

また、現物の照合については第35条で以下のように規定している。

「固定資産管理担当者は、固定資産の管理に当たり、常に良好な状態であることに留意し、毎事業年度1回以上固定資産台帳と現物を照合し、その実在性を確かめなければならない。もし、紛失、き損、滅失等が生じたときは速やかに経理責任者に報告し、その処置について指示を仰がなければならない」。そこで、平成25年度の固定資産台帳を検討したところ、規定が要求している所要事項が網羅的に記載されており、特に問題を認めなかった。

③出納（収入、支出）及び決算書について

(収入関係)

ア 賃貸借に関する規程の整備について

(意見)

当センターは、テナントビルとして国際貿易ビル及び山口県貿易ビルを合わせて、86室の管理運営を行っているが、賃貸借に関する規程が整備されていないままに業務を行ってきた。そのため、テナント契約の際、契約に至るまでの過程の中で、入居候補者との交渉等により賃料や敷金等を減額して契約するケースが発生すると考えられる。まずは基本的な賃貸借に関する規程を整備し例外的な契約を認める場合についても、その規程に基づいて業務を運用する必要があると考えられる。

イ 賃料の減額を行っている入居者に対する契約の自動更新について

(意見)

賃料等を減額している入居者に対して平成25年度より自動更新しているが、当該入居者との賃貸借契約について平成24年度までは収支の状況等の報告を受け、例外的に賃料等を減額して契約していた。しかしながら、賃貸借契約は自動更新するのではなく、入居者が所有する店舗の必要性や収支の状況等を毎期検討したうえで、賃料等の決定を行い、契約を行うことが必要であると考ええる。

(支出関係)

ア 指定管理料で取得した備品について

(指摘事項)

「(一財)山口県国際総合センター会計規則」では、その第29条で「その他の固定資産」を次のように定めている。

「その他の固定資産は、基本財産及び特定資産以外の資産で、次の通りとする。①耐用年数が1年以上でかつ取得価格が10万円以上の有形、無形固定資産」。

そこで、平成26年3月31日現在の貸借対照表を閲覧したところ、建物、設備等は資産計上されているが、備品は資産計上の表示がなされていない。そこで、事務局長に質問したところ、一般会計での調達備品はないが、指定管理料で調達した備品はあるとの回答を得た。指定管理料で調達した備品は当団体に所有権があることが包括協定書に明記されている。当団体は平成18年度から指定管理者となっているが、その当時の指定管理料で調達した備品はすべて指定管理会計で費用処理されていた。「耐用年数が1年以上でかつ取得価格が10万円以上の備品」を再度調査して正しく資産計上すべきである。

(参考)